

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第二十六号

平成三十一年

四月十八日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条
 第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

平成三十一年四月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
由友会	植竹由美	植竹美奈	中巨摩郡昭和町清水新居九一八―五	平成三十一年三月一日	平成三十一年三月十四日
義友会	五味巧	五味巧	中巨摩郡昭和町河西九六七	平成三十一年三月一日	平成三十一年三月二十日
国粹思想研究社	関戸弘尚	関戸一寿	富士吉田市上吉田九六九―五 富士ビル一〇二	平成三十一年三月十五日	平成三十一年三月二十日
長田一彦を応援する会	天野公太	長田照樹	南都留郡山中湖村平野三二	平成三十一年三月十六日	平成三十一年三月二十二日
恒友会武井つねお後援会	伊藤美義	武井正征	中巨摩郡昭和町上河東三七四―一	平成三十一年三月二十九日	平成三十一年三月二十九日
信友会	小宮山稔	脇久	中巨摩郡昭和町西条九二〇―七	平成三十一年	平成三十一年

新		旧		新		旧		新		旧		新		旧		新		旧		新		区分											
		齊藤こうぶん後援会		河井淳後援会「身延を考える会」		浩友会		上條司後援会		幸福実現党山梨県本部		幸福実現党山梨西部後援会		ひやざき雅也を応援する会		電機連合山梨政治活動委員会		信友会		鈴木基方後援会		名称											
小鹿巧		齊藤一人		齊藤功文		石原政彦		名執益夫								河野裕		窪田兼雄		坂口登		代表者氏名											
小澤貴宏				遠藤譲一		木内裕史		内藤宏至		上條司		桜田勉		西脇愛		菊地祥一郎		西脇愛		中村知空		中川弘一		小林正博		三輪茂樹		加藤進		小俣善満		会計責任者氏名	
中央市流通団地三―七―三																							主たる事務所の所在地										
平成三十一年		平成三十一年 四月一日		平成三十一年 三月二十五日		平成三十一年 三月二十二日		平成三十一年 三月二十六日		平成三十一年 三月十四日		平成三十一年 三月七日		平成三十一年 三月十五日		平成三十一年 二月二十八日		平成三十年十 二月五日		平成三十一年 三月七日		異動年月日											
平成三十一年		平成三十一年 四月一日		平成三十一年 三月二十九日		平成三十一年 三月二十八日		平成三十一年 三月二十八日		平成三十一年 三月二十六日		平成三十一年 三月十九日		平成三十一年 三月十五日		平成三十一年 三月十四日		平成三十一年 三月十二日		平成三十一年 三月七日		届出年月日											

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

渡辺たかぞう後援会	渡辺隆三	大森一行	南都留郡忍野村忍草一三六一	三月二十八日	四月一日
				平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日

旧	日本薬業政治連盟山梨支部	秋田 和人	佐野由香里	中央市山之神通団地北二	四月一日	四月一日
---	--------------	-------	-------	-------------	------	------

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
義友会	志村 治夫	今村 大和	中巨摩郡昭和町河西九六七	平成二十七年十二月三十一日	平成三十一年三月二十日
望月清賢を支援する会	望月 清賢	窪田 和枝	山梨市南一四〇一	平成三十年十月三十一日	平成三十一年三月二十六日
石原しゅういちを支援する秀一会	石原 秀一	近藤 厚治	甲府市湯村三十二十七	平成三十年十月三十一日	平成三十一年三月二十七日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
齊藤 功文	市議会議員	齊藤こうぶん後援会	北杜市大泉町西井出二五〇九	齊藤 功文	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日
渡辺 隆三	村議会議員	渡辺たかぞう後援会	南都留郡忍野村忍草一三六一	渡辺 隆三	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消す。

平成三十一年四月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

施設の名 称	所在地
静心寮	山梨県韮崎市藤井町南下條七百九十一番地

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番